

東京ゼロエミ住宅認証審査  
業務規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

(趣 旨)

第1条 この東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程（以下「規程」という。）は、ハウスプラス住宅保証株式会社（以下「当機関」という。）が、東京都が定めた（東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（以下「認証要綱」という。））に従って実施する、東京ゼロエミ住宅指針（以下「指針」という。）に定められた認証事項が認証要件の各水準のいずれかに適合するかを審査（以下「認証審査」という。）する業務について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 認証審査について、公正かつ適確に実施するものとする。

(認証審査の業務を行う時間・休日)

第3条 認証審査の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 認証審査の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(4) 5月1日

3 認証審査の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に建築主との間において認証審査の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 当機関の所在地は、東京都港区海岸一丁目11番1号とする。

(評価の業務を行う区域)

第5条 当機関の業務区域は、東京都とする。

(認証審査の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品確法」という。）第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅の種別ごとの、設計確認審査（認証要綱第9条第1項の設計確認審査をいう。）、設計変更確認審査（認証要綱第13条第1項の設計変更確認審査をいう。）及び工事完了検査（認証要綱第16条第1項の工事完了検査をいう。）に係る認証審査の業務を行うものとする。

(認証審査の実施方法)

第7条 当機関は、認証要綱の規定に従い認証審査を実施する。ただし、認証要綱の規定に付加して、当機関は、次条以降に定める事項に従い認証審査の業務を実施することとする。

(設計確認審査の申請に付加する事項)

第8条 認証要綱第9条第1項に定める設計確認申請の場合、当該建築主は、同条に定められた添付すべき図書に加えて、当機関が定める東京ゼロエミ住宅認証審査サービス申込書を添えて、当機関に提出するものとする。

(設計変更確認審査の申請等に付加する事項)

第9条 認証要綱第13条に定める設計変更確認申請の場合、当該建築主は、同条第1項及び第2項に定められた添付すべき図書に加えて、当機関が定める東京ゼロエミ住宅認証審査サービス申込書を添えて、当機関に提出するものとする。

(工事完了検査の申請に付加する事項)

第10条 認証要綱第16条に定める工事完了申請の場合、当該建築主は、同条第1項から第3項に定められた添付すべき図書に加えて、当機関が定める東京ゼロエミ住宅認証審査サービス申込書を添えて、当機関に提出するものとする。

(認証審査の申請の受理及び契約)

第11条 当機関は、認証要綱及び規程に従い認証審査の各申請があったときは、次の事項を確認し、当該申請を受理することができる。

(1) 認証審査を申請された住宅の所在地が、第5条の業務を行う区域内であること。

(2) 認証要綱及び規程に従い当機関に提出すべき申請書及び図書(以下「認証審査用提出図書」という。)に形式上の不備がないこと。

(3) 認証審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

(4) 前各号に定める他、当機関が受理するうえで不相当と認める事項がないこと。

2 当機関は、前項の確認により、認証審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に認証審査用提出図書を返却する。

4 当機関は、第1項により認証審査に申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める東京ゼロエミ住宅認証審査業務約款に基づき契約を締結したものとする。

(認証審査料金)

第12条 当機関は、認証審査の実施に関し、別に当機関において定める認証審査料金を徴収することができる。

2 当機関は、前項の適合審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

(事前相談)

第13条 建築主及び手続代行者は、認証審査の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第14条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び取下げ並びに認証書等又は不交付通知書等の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(都への報告等)

第15条 当機関は、東京都知事から認証審査の内容、判断根拠等の業務に関する報告等を求められた場合、それらの情報について報告等を行うこととする。

(附則) この規程は、2019年9月1日より施行する。

(附則) この規程は、2021年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、2022年4月1日より施行する。

(附則) この規程は、2024年10月1日より施行する。

(附則) この規程は、2024年12月1日より施行する。

(参考)

■ 認証要綱 別表第1

図書の種類	明示すべき内容
仕様書（仕上げ表を含む。）	認証事項に関する部材の種別（該当する規格等を含む。）、寸法及び取り付け方法並びに認証事項に関する設備（以下単に「設備」という。）の種別
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称及び用途、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、各室の寸法、各室の住戸番号（集合住宅等の場合に限る。）並びに設備の種別及び位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
二面以上の立面図	縮尺、開口部、壁及び設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺、床の高さ、各階の天井高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、建築物の高さ並びに壁、屋根、天井、床及び土間床等の外周部の構造
屋根伏図（再生可能エネルギー利用設備を設置しない場合に限る。）縮尺、方位、南面等屋根（東京ゼロエミ住宅指針に定めるものをいう。）の水平投影面積及び勾配角度	屋根伏図（再生可能エネルギー利用設備を設置しない場合に限る。）縮尺、方位、南面等屋根（東京ゼロエミ住宅指針に定めるものをいう。）の水平投影面積及び勾配角度
各部詳細図	縮尺並びに各部の材料の種別及び寸法
各種計算書	省エネルギーその他計算を要する場合における当該計算の内容
機器表	設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
系統図	エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具の配線
その他認証機関が必要と認める図書	

認証要綱 第21条第2項

別表第1に掲げる図書明示すべき事項を同表に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、当該事項を同表に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、同表に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、同表に掲げる図書を第9条又は第13条の規定による申請書に添えることを要しない。

■ 認証要綱 別表第2

「交付番号の付番方法」

交付番号は、15桁の文字を用い、次のとおり付するものとする。

『○○○-○○-○○○○-○-○○○○○』

- |         |   |
|---------|---|
| 1～3桁目   | 認証機関の登録番号                                       |
| 4～5桁目   | 認証機関の事務所ごとに付する番号                                |
| 6～9桁目   | 証明書発行日の西暦                                       |
| 10桁目    | 設計確認書の交付にあつてはS、設計変更確認書の交付にあつてはH、認証書の交付にあつてはNを付す |
| 11～15桁目 | 通し番号（10桁目までの文字の並びの別に応じ、交付ごとに00001から順に付す。）       |